

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 6 号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 0 項第 2 号中「場合」を「とき」に改める。

第 9 条第 2 1 号を次のように改める。

(21) 中学校就学の始期に達しない子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴う当該子の世話を行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事（入園、卒園、入学又は卒業の式典及び学校等から実施の通知を受けて、原則として子とともに参加するもの）への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 暦年につき 5 日（当該子を 2 人以上養育する職員にあつては 1 0 日）以内で必要と認める日又は時間

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。